

税金の優遇措置

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第5条に基づく移転措置事業により、土地などを譲渡される場合には、次のような税金の優遇措置（課税の特例）があります。

詳しくは、税務署等でご確認をお願いします。

1 2,000万円の特別控除【所得税、法人税】

◆ 特例措置の内容

- 土地を国に譲渡した場合(※)に、その譲渡所得の金額から**最大2,000万円の控除**ができます。

※ 最初に土地を国に譲渡した年に限っての適用となります。

◆ 関係法令

- 所得税：租税特別措置法第34条
- 法人税：租税特別措置法第65条の3

2 事業用資産の買換えの課税の特例【所得税、法人税】

◆ 特例措置の内容

- 事業用資産（店舗、事業所や農地等）を国に譲渡し、区域外に買い換える場合(※)における譲渡所得の収入金額について、**最大70%の課税の繰り延べ**ができます。

※ 令和6年4月1日以降は、事前に税務署への本特例措置の適用を受ける旨の届出が必要となります。

◆ 適用期限

- 所得税：令和8年12月31日
- 法人税：令和8年 3月31日

※ この特例措置は適用期限があることから、御利用を考えている方は、適用期限内の移転を御検討願います。

◆ 関係法令

- 所得税：租税特別措置法第37条～第37条の4
- 法人税：租税特別措置法第65条の7～9

特例措置を受けようとする税目に関する申告期限までに、管轄の税務署へ申請してください。

【お問い合わせ先】

近畿中部防衛局 企画部防音対策課移転措置係 電話：06-6945-4967
ホームページアドレス：<https://www.mod.go.jp/rdb/kinchu/>

